

令和5年度 第2回 地域防災の見直し部会における意見回答について

委員意見	事務局回答
<p>JR西日本の件は、JR西日本の降雪に対する判断の甘さ・対応の遅れと降雪時に機能すべき設備の不備が重要な要因だと思いますが、これはJR西日本が対応すべきことと考えます。</p>	<p>JR西日本において、本年9月29日に「降雪時における輸送の安全の確保及びお客様の救護に関する対策の進捗について」の記者発表が行われております。</p> <p>その中で、1月の大雪では対策本部設置の遅れにより、府、市町村等への情報発信ができなかったことから、現地対策本部を事前設置することや自治体等関係機関との協力体制を強化し早期の連絡体制を確保することとされております。</p> <p>また、設備の不備に関しましては、11月中には京阪神地区で547箇所（融雪器）を24時間連続稼働や遠隔操作が可能なタイプに更新されたとお聞きしております。</p> <p>京都府におきましても、JR西日本をはじめ、関係市町村との情報共有と、帰宅困難者が発生した場合の対応について、相互に連携を図ってまいります。</p>
<p>本庁・JR西日本の対策本部設置の遅れにより、情報収集に問題が生じたとされていますが、対策本部が早く設置されれば列車も車も立ち往生は起きなかったのか。</p> <p>対策本部なしでも情報に基づき迅速にアクションにつながる、という点を工夫する方が実利があるように思う。</p>	<p>1月の大雪では、JR西日本の対策本部設置の遅れにより、府をはじめとする防災関係機関では、帰宅困難者の人数や一時滞在施設の要請の有無等の情報入手ができなかったことが課題と考えております。</p> <p>また、列車立ち往生では、乗客が約10時間も車内に留め置かれ、最終的に全員が降車されたのは翌日5:30ということでしたので、その間、京都府においても一時滞在施設の確保や水、食料、毛布等の備蓄物資の準備、提供等を行うための体制として対策本部設置が必要と考えております。</p> <p>実際に京都市、長岡京市では、大雪警報発表により対策本部等を設置し、JR西日本からの情報提供前から独自に一時滞在施設等の確保や備蓄物資の準備・提供等をしていたという経過もございますので、京都府としても早期に対策本部を立ち上げ、迅速な情報収集と初期対応にあたることとしております。</p>
<p>今回は人災ではなく天災が原因で、しかも地震と異なり情報を収集すれば各自が予測しアクションを起こすことができたと考えられます。</p> <p>個々の府民・市民が自覚して、自ら情報を入れて早めの行動を起こす（自分の身は自分で守るという意識）ことが重要である。</p>	<p>1月の大雪の際は、前日の定例記者会見において、知事から府民の皆様に向けて「降積雪が予想される場合には、不要不急の外出を避けていただくこと」の呼びかけを行ったところです。</p> <p>引き続き、气象台等の関係機関と連携し、SNSや防災・防犯情報メールなど、あらゆる手段を用いて、大雪への備えと警戒について発信してまいりたいと考えております。</p>

委員意見	事務局回答
<p>雪害警戒本部を前倒しで設置する点については評価できるが、設置した後で或いは事前対策で具体的に何をするかという点については、ガイドラインの内容に目新しさは見当たらない。</p> <p>今年1月の雪害の際に、もし警戒本部が設置されていたら、何が出来て何が出来なかったかの検証が見当たらず、それを受けて、新たに何をすべきと考えているのかが分からない。</p>	<p>御指摘のとおり、ガイドラインについては、既存の地域防災計画の各所にちりばめられて記載されているものの中から、大雪対応に係る項目を抜き出してとりまとめたものであり、新たに取り組むものではありません。</p> <p>これまで、1月の大雪対応について、初動対応も含めて関係機関との検証・協議を行ってまいりました。ガイドラインはその結果に基づき、行政機関と事業者との役割分担を明確にし、連携して取り組む内容を改めて整理したものです。</p> <p>また、防災会議の構成機関・団体が連携して取り組むことができるよう、地域防災計画にガイドラインを位置づけることとしたいと考えております。</p>
<p>集落孤立・停電対策等についても同様で、問題点は列挙してあるが、具体的に何をすればこの問題点を解消できると考えているかが理解できない。これらの問題点が実際にどれ位の数量（人数等）存在するののかの実態も分からない。</p>	<p>ガイドラインP4では、「事前に電気施設に関わる倒木危険箇所を把握し、道路等のインフラ重要度に応じて、電柱の移設、事前伐採等による予防保全を進める」としております。</p> <p>具体的な対応としましては、内閣府の調査により集計した、府内の孤立の可能性（土砂災害）がある集落のうち、大雪により孤立可能性のある集落のうち府管理国道・府道に絞り込みを行い、要対策箇所を選定しております。</p> <p>要対策箇所のうち、停電回避のための重要電力施設に関わる箇所を電力事業者が、それ以外の府管理国道・府道に関わる箇所を府が対応することで役割分担したところです。</p>
<p>鉄道や道路の滞留、集落孤立や停電の発生等は今後発生すると予想されるので、行政として最低限の支援（暖のとれる避難場所、水、食料、燃料の供給等）をどのように実施できるようにするかの具体的な施策が求められている。</p> <p>対策本部が設置され関係機関の連絡調整さえすれば出来るという単純な問題ではない。</p> <p>過去事例の検証や実態把握をし、それに基づいてガイドラインを抜本的具体的に改訂する必要がある。</p>	<p>委員ご指摘のとおり、今回の地域防災計画見直しでは対策本部の設置基準が主な内容となっておりますが、鉄道輸送障害発生時の帰宅困難者対策、孤立集落対策については、現行の地域防災計画に行政機関等が行うべき対策が記載されているものと考えております。</p> <p>1月の大雪対応の検証報告書では、JR西日本をはじめ、電力事業者、市町村などと協議を行う中で、対応が不十分であった点などを課題とし、課題に対する今後の対応をとりまとめております。</p> <p>この検証結果を踏まえ、既存の地域防災計画の各所にちりばめられて記載されているものの中から、関係する項目を抜き出してガイドラインを作成しております。</p> <p>今冬からの大雪対応において、新たな課題等が生じた場合には、ガイドラインの改訂を行ってまいりたいと考えております。</p>

委員意見	事務局回答
<p>帰宅困難者対策については多機関が分担するので、情報をどこに一元するかを決めたほうがいいのかと思います。孤立のおそれのある地区について、要配慮者の把握は事前においたほうが良いと思います。大雪後の住民の除雪作業に関する安全確保は考えなくてもいいのでしょうか。</p>	<p>大雪時における安全確保のためのガイドラインのP8、9において、大雪時の鉄道輸送障害に係る帰宅困難者対策、孤立集落対策について、行政機関と関係機関の役割分欄を明確に示し、それぞれが連携して対応にあたることを確認したところです。</p> <p>また、孤立のおそれのある地区の事前の世帯数等の実態把握の際には、市町村と連携して要配慮者の有無についても把握を行うよう取り組んでまいります。</p> <p>降雪後の除雪については、農業用施設等の被害防止にあたって「人命最優先で無理はしない、作業は必ず複数名で行う」などの啓発を行っているところであり、広報活動の充実にも努めてまいりたいと考えております。</p>